

10. 景観重要公共施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第5号)

道路や河川、港湾などの公共施設は、建築物や工作物などともに、船橋市の景観を構成する主要な要素の一つです。

そこで、こうした公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を総合的に推進するため、今後、船橋市における良好な景観の形成に重要な公共施設について、法第8条第2項第5号口および八に基づき、景観重要公共施設として「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定め、先導的に景観形成を進めます。

景観重要公共施設としては、駅前のシンボルロードや国道・県道などの幹線道路、海老川をはじめとする主要な河川、さらに船橋港などの港湾やアンデルセン公園をはじめとする市内各地の都市公園など、船橋市や地域の顔となる公共施設や、船橋市の景観の骨格をなす公共施設を位置付けることを想定します。

特に道路については、電線類の地中化等について、景観重要道路に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）の特例等を活用して景観形成を進めます。

なお、船橋市以外の公共団体等が公共施設管理者の場合には、管理者への協議・同意に基づき、整備に関する事項等を景観計画に定めます。